

マイナンバー制度

情報連携による本格運用が始まっています！



平成28年から社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーの利用が始まり、さらに平成29年11月13日からは、行政機関等においてマイナンバーを使った情報のやり取り、つまり『情報連携』が始まりました。

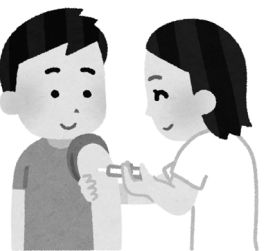
情報連携とは・・・

法律に基づき、異なる行政機関の間で、専用のシステムを用いて情報をやり取りすることにより、福祉や税に関する一部の手続きで添付書類が省略できるようになりました。

マイナンバー制度（個人番号制度）とは・・・

マイナンバー制度とは、住民票を有するすべての方に、1人1つの番号を付して『社会保障』『税』『災害対策』の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人物の情報であることを確認するために活用される制度です。

どんな場面で使うの？マイナンバー利用事務の一例



- ・医療保険等の保険料徴収に関する手続き
- ・生活保護の実施
- ・福祉分野の給付の受給
- ・予防接種に関する事務 等



- ・確定申告書、届出書、調書等に記載
- ・預金口座に付番 等



- ・被災者台帳の作成に関する事務 等

マイナンバーを使用する手続きでは、通知カードと身分証明書類またはマイナンバーカードを持参してください。

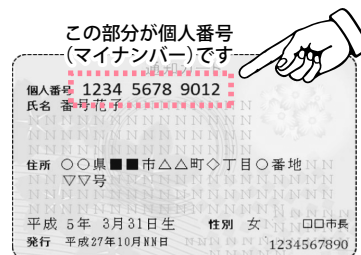
窓口で『番号記載』と『番号確認と本人確認』が必要となります

役場等の各窓口では、医療保険の手続き、生活保護、児童手当、その他福祉の給付、確定申告の税の手続等の申請にマイナンバーの記載が必要となります。

マイナンバーは12桁の番号です！

平成27年10月頃に町民全員に自身のマイナンバーをお知らせするため、『通知カード・マイナンバーカード交付申請書』が郵送されています。

各種手続きの際には、この『通知カードの提示』と『番号確認と本人確認』が求められる場合もありますので、必ず持参するようにしましょう。



番号確認と本人確認って何のため？

これは、なりすましの防止として、マイナンバーが間違っていないか、申請者が本人であるかを確認するための重要な作業ですので、ご協力をお願いします。

通知カード・・・『何それ？』『そんなの持っていない・・・』『届いていないよ！』

窓口で自身のマイナンバーの記載を求められた際、『知らない』『カードがない』『届いていない』『無くした』などの事例が見受けられます。

これまでマイナンバーの利用機会はあまりありませんでしたが、今後、マイナンバー利用事務において、住所、氏名、生年月日などと同様に**マイナンバーは必須の情報**となりますので、今一度確認の上、紛失された場合はマイナンバーカードの発行手続きを行ってください。

※通知カードを再発行することはできません。

本人確認書類の一例

- ・免許証
- ・学生証
- ・各種保険証
- ・パスポート など

※マイナンバーカードは本人確認証を兼ねることができますので、上記確認書類は不要となります。